

FOR TOMORROW

しぶや
法人



〈睡蓮〉

公益社団法人認定のおしらせ

2013.4・5
No. **522**
平成25年

渋谷法人会公益社団法人認定報告	3
平成25年度税制改正大綱	4・5
事業アラカルト	8・9・10
チームビルディング〈最終回〉	11
都税コーナー	14

法人会掲示板 4・5月

4月・5月・(6月)実施する主な事業

- 4月4日 女性部会役員会
- 4月8日 第12ブロックゴルフコンペ
- 4月8日 初級簿記講習会（初日）以下日程は下記参照
- 4月10日 青年部会役員会
- 4月11日 源泉研究部会総会・研修会
- 4月16日 資産税セミナー
- 4月23日 女性部会第14回通常総会
- 4月24日 ビジネスマナーキャリアアップセミナー
- 4月26日 財務委員会
- 5月10日 会計監査会
- 5月10日 第1回理事会
- 5月15日 青年部会第39回通常総会
- 5月20日 パソコン研修会「ワード活用コース」
- 5月23日 優法会理事会
- 5月27日 第1回通常総会
- 5月27日 パソコン研修会「エクセル入門コース」
- 6月3日 初級簿記講習会（最終日）
- 6月6日 広報委員会
- 6月8日 パソコン研修会「タブレットコース」
- 6月10日 パソコン研修会「エクセル活用コース」
- 6月12日 チャリティゴルフコンペ
- 6月24日 優法会通常総会

初級簿記日程（全15回）

（商工会議所簿記検定3級程度）

4月8日(月)・11日(木)・15日(月)・18日(木)・22日(月)・25日(木)
5月2日(木)・9日(木)・13日(月)・16日(木)・20日(月)・23日(木)・27日(月)・30日(木)
6月3日(月)

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成25年4月17日(水)午後1時～4時
日時 平成25年5月15日(木)午後1時～4時
日時 平成25年6月19日(水)午後1時～4時
場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 4月17日(水) 午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室
日時 5月8日(水) 午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

●申告書用紙等発送予定日

法人税・消費税の確定申告書等

法人税・消費税の確定申告書等の用紙は各決算月の翌月末頃の発送となります。

第1回通常総会の開催について

◆日時 平成25年5月27日(月) 午後4時～
◆場所 セルリアンタワー東急ホテル
B2F ボールルーム
渋谷区桜丘町26-1
TEL 3476-3000

◆懇談会費 10,000円／1名

ご案内は封書にてお送りします。

是非ご出欠のご返事を下さいますようお願いいたします。

なおご欠席の場合は、委任状のご記入も併せてお願いいたします。

税金のかからぬ財産とは……健康である

ち・ちくのう・肥満・にきび・しみ・糖尿病・成人病…

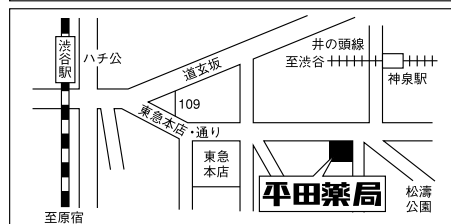
健康指導と漢方相談 健康 第一

保険薬局 **平田薬局**

渋谷区松濤1-28-8 TEL 3461-3724

話題の天然薬

キョーレオピン



平成25年4月1日から社団法人 渋谷法人会は “公益社団法人 渋谷法人会” になりました

社団法人渋谷法人会は、平成25年3月25日付で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等第100条の規定に基づき、公益社団法人として東京都知事より認定を受けました。

1. 法人の名称：公益社団法人 渋谷法人会
2. 代表者氏名：柳田 道康
3. 事務所所在地：東京都渋谷区神泉町9番10号
4. 公益目的事業：(1)税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業
(2)地域企業の健全な発展に資する事業
(3)地域社会への貢献を目的とする事業

これを受けて平成25年4月1日に社団法人の解散登記と公益社団法人の設立登記を行いました。

今後公益社団法人としての使命を達成するために一体となって組織的な事業活動を展開し、より一層地域の発展と不特定多数の者の利益の増進に寄与することを推進し、会員のみならず広く社会に貢献してまいります。

平成25年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成25年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ 受験資格 ① 平成25年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成26年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者
- ◇ 申込書交付期間 平成25年5月13日（月）～7月3日（水）（土・日曜日は除く。）
- ◇ 申込書受付期間 ① インターネット〔<http://www.jinji-shiken-go.jp/juken.html>〕
 平成25年6月24日（月）～7月3日（水）
 ② 郵送又は持参
 平成25年6月24日（月）～6月28日（金）
 ※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。
- ◇ 試験日 ① 第1次試験 平成25年9月8日（日）
 ② 第2次試験 10月17日（木）～10月25日（金）のうち、指定する日

※詳細については、お気軽に渋谷税務署・総務課（TEL 03-3463-9181 内線4002）までお尋ねください。

平成25年度 税制改正大綱

中小企業の交際費枠の拡大 事業承継税制の適用要件緩和など 法人会の改正要望盛り込まれる!

政府は本年1月29日、平成25年度税制改正大綱を閣議決定しました。

大綱には、法人会がかねて強く求めていた中小企業の交際費枠の拡大、相続時精算課税制度の拡充、事業承継税制の適用要件の緩和などが盛り込まれるとともに、設備投資や研究開発を促進し、雇用や所得の増加につなげるための企業向けの減税策がうたわれています。

主な内容をお知らせします。



法人税関係

■交際費枠の拡大

中小企業が支出する交際費について、限度額を800万円(現行600万円)まで引き上げ、損金不算入措置(現行10%)を撤廃、よって800万円以下の部分については、全額損金算入が可能となります。

■生産設備投資促進税制の創設

設備投資金額が減価償却費を超え、かつ、設備投資額が前年に比べて10%超増加の場合は、30%の特別償却又は3%の税額控除が認められます。

■経営改善に向けた設備投資促進税制

青色申告書を提出する中小企業者が、商工会議所、経営革新等支援機関による指導を受け、設備投資を行った場合は、30%の特別償却又は7%の税額控除が認められます。

■所得拡大促進税制の創設

下記の要件を満たす給与の増加額について10%(中小企業は20%)の税額控除が認められます。

- ・給与が基準年度に比べ5%以上増加
- ・給与が前年対比で減少しないこと
- ・平均給与が前年対比で下回らないこと

■雇用促進税制の拡充

雇用促進税制の税額控除額が1人当たり20万円から40万円に引き上げられます。また、高年齢継続被保険者になった者も雇用者として算定できるようになります。

※各項目とも平成25年4月1日開始事業年度から適用

所得税関係

■所得税の最高税率の見直し

所得税の税率について、課税所得4,000万円超について45%に引き上げられます(現行1,800万円超40%)。

※平成27年分から

■日本版ISAの導入

年間100万円までの上場株式等への投資について、ISA口座内で保有していれば、最大で5年間は配当・譲渡益が非課税となります。

※平成26年分から

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

◎日本版ISAとは・・・非課税口座内の少額上場株式や投資信託等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置。イギリスのIndividual Savings Account(個人貯蓄口座)を参考にした制度。

■金融所得課税の一体化の拡充

公社債等に対する課税方式を、上場株式等と一致させて申告分離課税方式に変更し、損益通算を可能にします。

※平成28年分から

■住宅ローン減税等の延長

住宅ローン減税は、平成25年末で期限切れとなる予定でしたが、平成29年末まで4年間延長されることになりました。

消費税の増税のタイミングでの駆け込み需要及びその反動を抑制する趣旨で、8%若しくは10%の消費税率で、住宅を取得した場合は、控除限度額が最大で200万円増額されます。購入金額によっては、消費税増税後に住宅を取得した方が有利になります。



相続税及び贈与税関係

■相続税の基礎控除の引下げ

相続税の基礎控除が、3,000万円+600万円×法定相続人数に引き下げられます(現行5,000万円+1,000万円×法定相続人数)。

※平成27年の相続から

■相続税及び贈与税の税率の変更

相続税の最高税率が55%に引き上げられます。また、それに伴い贈与税の最高税率も55%に引き上げられます(現行ともに50%)。さらに、税率構造についても変更されます。なお、20歳以上の者が、直系尊属から贈与を受ける場合は税率が軽減されます。

※平成27年の相続又は贈与から

■小規模宅地の特例の拡充

特定居住用宅地等の適用対象面積が240㎡から330㎡に拡充されます。さらに、従来は選択適用だった特定事業用宅地等と特定居住用宅地等について併用適用可能となります。

※平成27年の相続から

■相続時精算課税制度の拡充

受贈者の範囲に20歳以上の孫(現行推定相続人のみ)が加わり、贈与者の年齢要件が60歳以上(現行65歳以上)に引き下げられます。

※平成27年の贈与から

■事業承継税制の適用要件の緩和等

親族外への承継もOK、雇用8割条件を5年平均で評価、事前確認制度が不要となります。また、納税猶予が打ち切られた場合のリスクが軽減し、先代の経営者が役員を退任する必要もなくなり、使い勝手が良くなります。

※平成27年の相続又は贈与から

■子や孫への教育資金の一括贈与制度

30才未満の子や孫へ、教育資金として金融機関へ信託した場合、1人につき1,500万円までの贈与税が非課税となります。

※平成25年4月1日の贈与から

その他

■印紙税

平成26年4月以後は、領収書などに記載された受取金額が5万円未満の場合は、印紙が不要になります。

■延滞税等

延滞税が金利の動向により変動することになります。貸出約定平均金利が1%なら、通常の延滞税が年利率14.3%から9.3%に、2ヶ月以内の納付の場合で4.3%から3%になります。

※平成26年以後の期間に対応する部分から

☆記事内容についての問い合わせは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

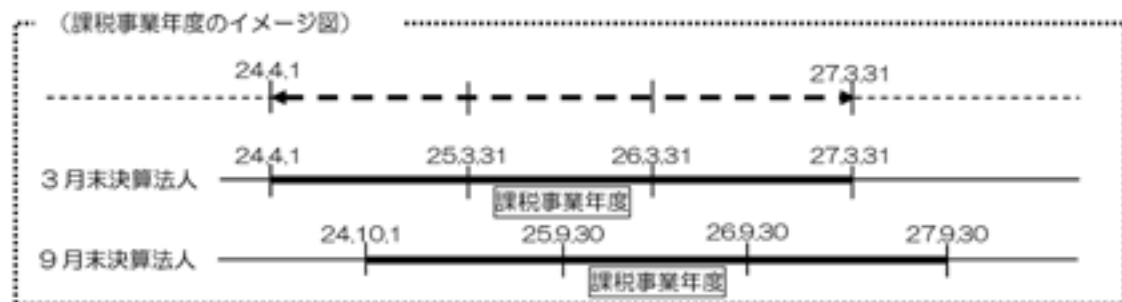
(社)東京法人会連合会

税 務 署

復興特別法人税の創設に伴い、原則として、平成24年4月1日から3年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

- ◎ 平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。



※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一（一）「2」欄} - \text{別表一（一）「3」欄} + \text{別表一（一）「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

- ◎ 復興特別法人税のあらましにつきましては、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載しております。

（掲載場所） 「国税庁ホームページ」→「税について調べる」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「復興特別法人税のあらまし」

e-Taxを利用しよう

都税事務所だより

4月から 固定資産税にかかる土地・家屋の価格などが ご覧になれます(23区内)

- ◆縦覧期間 平成25年4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く)
- ◆縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- ◆縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

<縦覧できる方>

平成25年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

<縦覧できる内容>

所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)

(注) 納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311 (代表)

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税の減免申請期限にご注意ください！

都内の中小規模事業所等において特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税を減免します。減免の申請期限は、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日)までです。減免を受けるためには、申請期限までに、減免申請書及び必要書類を、所管する都税事務所・都税支所・支庁に提出してください。なお、申請期限を過ぎますと、減免を受けることができませんのでご注意ください。

【中小企業者向け省エネ促進税制(法人事業税の減免)の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者* *資本金1億円以下の法人等 ※「地球温暖化対策報告書」については、環境局ホームページをご覧ください。
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②「省エネルギー設備*及び再生可能エネルギー設備**」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの *空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 **太陽光発電システム、太陽熱利用システム ※導入推奨機器については、基準変更により取り消されることがありますので、環境局ホームページで最新情報をご確認ください。
減 免 額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得事業年度の事業税額から減免 (ただし、当期事業税額の2分の1を限度) ※減免しきれなかった額がある場合(取得事業年度の事業税額が0である場合を含む。)は、翌事業年度等の事業税額から減免可
対 象 事業年度	平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 例 平成25年3月31日決算で、5月31日が申告納付期限の法人の減免申請期限は、5月31日です。

【お問い合わせ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・渋谷都税事務所の法人事業税係 03-3463-4311 (代表)
- ・主税局課税部法人課税指導課法人事業税係 03-5388-2963
- *主税局ホームページに、各種様式や制度のQ & Aを掲載しています。

主税局 環境減税

検索

●地球温暖化対策報告書・導入推奨機器に関すること

「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」 03-5388-3408

みんなの力で法人会を大きく育てよう

法人会 事業 アラカルト

所得税確定申告書の書き方講習会を開催

平成24年度確定申告期間を前に、渋谷法人会では渋谷間税会、源泉研究部会、渋谷優法会と共催で、所得税の確定申告書の書き方講習会を1月24日(木)渋谷区立商工会館に於いて午後1時30分より3時30分まで開催し、所得税申告のポイント、e-Taxによる申告について講習会を開催した。

講師は、個人課税第一部門の浅原上席にお願いした。出席者は41名。



講師：浅原上席



所得税の確定申告についての説明会

印紙税・消費税研修会を開催

去る1月30日(水)に印紙税セミナー、2月21日(木)に消費税研修会をそれぞれ午後1時30分から3時30分まで渋谷区立商工会館において、渋谷間税会、渋谷優法会との共催で開催した。

講師は印紙税セミナーが法人課税第2部門牧野上席調査官。消費税は昨年に引き続き、同じく法人課税第2部門泉類上席調査官。出席者は、印紙税研修会62名。消費税研修会69名。



印紙税講師：牧野上席



消費税講師：泉類上席



印紙税セミナー



上村第2統括官



消費税研修会

源泉所得税セミナーを開催

去る2月8日金渋谷区立商工会館に於いて、午後1時30分から3時30分まで源泉所得税セミナーを開催した。内容は平成24年度源泉所得税関連改正についてと源泉徴収のしかた、そして復興特別所得税についての説明があった。

講師は法人課税第3部門伊藤審理担当上席調査官。出席者77名



木村第3統括官



講師：伊藤審理担当上席



源泉所得税セミナー

常任理事会を開催

去る2月6日(水)午後2時から渋谷法人会館において、常任理事会を開催した。

最初に柳田会長の挨拶に続き、渋谷税務署小野寺第1統括官にご挨拶をいただきました。

続いて、議案審議に入る前に事務局から公益社団法人認定申請について、東法連各会の状況や渋谷法人会の申請進行状況を報告した。

議案審議と事業報告に入り、本部行事、各部会行事の報告をし、新ブロックの役員人事、委員選任のお願いをし、各委員会の開催日程を説明。最後に会員増強状況報告と次回理事会と総会の日程報告をし終了した。出席者は渋谷税務署2名、出席理事・監事25名。



小野寺統括官



柳田会長



議案審議

総会に向けて各委員会を開催



総務委員会

5月27日(月)開催の総会に向けて各委員会を開催した。2月20日(水)厚生委員会、22日(金)社会貢献委員会、3月7日(木)組織

メールアドレスを登録しよう

委員会、8日(金)広報委員会、11日(月)総務委員会、14日(木)事業研修委員会、19日(火)税制委員会を開催し、総会提出議案を審議し、理事会に諮ることとした。

4月26日(金)に財務委員会を開催する。

法人税確定申告書の書き方講習会を開催

去る3月6日(水)、11日(月)、13日(水)の3回に亘り、午後1時30分から4時30分まで法人税確定申告書の書き方講習会を渋谷区立商工会館に於いて開催した。

今回は3日間で一講座として開催した。講師は全て渋谷税務署法人課税第1部門山崎審理担当調査官に担当していただいた。

出席者は延べ147名だった。



講師：山崎審理担当調査官



法人税確定申告書の書き方講習会

ブロックだより

第6・7・8・9・10・12ブロック 合同研修会を開催

去る2月14日(木)午後4時より渋谷東武ホテルにおいて、第6、7、8、9、10、12ブロック合同研修会を開催した。

まず、渋谷税務署法人総括担当副署長の佐藤貴司氏より「国際化に伴う税の問題」と題しご講演いただき、続いて懇談会に入った。

出席者は58名。



講師：佐藤副署長



健康講座を開催

第11ブロック(杉本ブロック長)

11ブロックでは去る3月7日(木)健康講座を白鳳において開催した。

今回の健康講座は、ウォーキングシューズを主とした「靴選びと靴合わせ」について(株)アキレス勤



杉本ブロック長

務で「足と靴と健康協議会」シューフィッター養成講座講師の大高成氏を講師にお招きし、靴選び靴合わせの基礎を学び快適・健康ウォーキングをしていただくために開催した。出席者25名。



講師：大高成氏



健康講座

部会だより

租税教育・交通安全映画鑑賞会を開催

渋谷法人会青年部会は、去る3月10日(日)渋谷東急において、渋谷区内警察3署と渋谷区内の小学校の協力を得て、租税教育・交通安全教育映画鑑賞会を開催した。

まず、渋谷区内交通少年団と小学生に交通安全について“ピーポ君”が説明し、続いて約17分の租税教育アニメ『マリンとヤマト不思議な日曜日』を上映した。

その後『名探偵コナン 11人目のストライカー』を放映し、楽しんでいただいた。

当日は強風の中多数ご来場いただき、受付では“イータ君”が出迎え盛況だった。東京コカコーラ(株)と(株)伊藤園の2社に飲み物のご提供をいただいた。有難うございました。



租税教育映画鑑賞会



イータ君



ピーポ君

青年部会渋谷ニュー駅伝に参加

1月20日(日)代々木公園で開催された渋谷ニュー駅伝に法人会青年部会から昨年に引き続き4名(1チーム)参加した。

これは毎年この時期に開催されているもので、学生や各企業などいろいろな団体から参加者があり、一般男子だけでも147のチームが参加し、渋谷税務署からも多数のチームが参加した。

会員の増加は、会員のメリットに通じる



しぶやニュー駅伝2013

第3回《エンジェルス》セミナーを開催

去る2月24日(日)午後1時30分から昨年に引き続き、美竹の丘・しぶや多目的ホールにおいて《エンジェルス》セミナーを開催した。

女性部会では、社会貢献活動の一環として高齢化社会に伴い《エンジェルス》と銘打ち“介護”をしている方々へのケアそして情報交換を目的とした活動に取り組むこととしている。

今回は成田きんさんを107歳まで歩かせた久野接骨院院長の久野信彦氏をお招きし、老筋力の鍛え方の講演と実践をしていただいた。



講師：久野信彦氏

セミナーでは、最初に介護をしておられる方の体験談をお聴きし、続いて久野先生の講演と実践に入った。

以前は高齢者の筋力トレーニングは禁止されていたが、緩やかにトレーニングをしていくことで、高齢者でも筋力が増し、膝や腰の痛みが緩和されて生き甲斐や目標を持てるようになり、認知症の予防にもなるとのことだった。

来場者に先生が考案された“クノンボール体操”を体験していただき、毎日少しの時間でお金を掛けずに自分の力で筋力をつけましょうと結ばれた。出席者90名。



介護体験者講演



クノンボールで体力増強体験

女性部会新春特別研修・新年会



講師：吉田副署長

女性部会は、1月23日(水)午後4時30分より、原宿東郷記念館に於いて新春特別研修会と新年賀詞交歓会を開催した。

第一部特別研修会では、渋谷税務署吉田副署長より税の仕組み、国税・地方税の現状についてご講

演いただいた。

続いて第2部新年賀詞交歓会に入り、畠山みどりさんの元気の出る楽しいトークと歌で、25年新年賀詞交歓会は和やかながら活気ある会となった。出席者62名。



石井部会長挨拶



講演会

絵はがきコンクールで 渋谷代表が東法連女連協会会長賞を受賞

昨秋女性部会主催で開催した、渋谷区内小学生“税の絵はがきコンクール”で金賞を受賞した神宮前小学校の椿山鼓ノ子さんの作品が東京法人会連合会女性部会連絡協議会会長賞を受賞し、渋谷法人会女性部会の石井部会長が表彰式に出席し、代理受賞した。



受賞作品



石井部会長が代理受賞

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る2月13日(水)午後5時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、平成24年度事業報告と25年度事業計画、総会日程について話し合った。

出席者は渋谷税務署三次署長はじめ5名、法人会からは柳田会長はじめ14名。



三次署長



戸田部会長



源泉研究部会役員・世話人会

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

米国のマネジメントに学ぶ
チームビルディング

12

〈最終回〉

経営コンサルタント 宮崎 ゆかり

「脱!! マニュアル」 人脈構築型人間の育成

昨今のアメリカ企業では、過去何十年も常識となっていた戦略、すなわち市場調査を徹底的に行い企画を立てるという「マニュアル式企業経営」が減少傾向にあります。逆にマニュアルにとらわれず個人の感性を重視して、個人の長所を生かしながらスタッフを育成する企業が増えてきています。「脱!! マニュアル」というのは一昔前は日本でもアメリカでも考えもしなかったことです。今は、世界中がデジタル時代になりなんでも簡単に手に入るようになったことで、逆に人々のアナログ志向が増加し、古きよき時代の人間臭さを重要視するようになっていきます。この人間臭さというのは、従来日本では当たり前だったご近所づきあいも良い例かと思います。日本の田舎に行くと、見ず知らずの私にお茶を振る舞ってくれる方に出会ったりしますが、こんな昔の慣習が、昨今のアメリカ企業でも求められてきているのです。日米問わず知識より意識（気持ち）が重要視されるようになっていっているのでしょうか。

私の経験も踏まえて言えば、大きく2つのタイプに分けることができます。環境依存型と人脈構築型です。環境依存型は、現在の状況把握を最優先事項としてビジネスを行います。現在の状況を中心に物事を考えていくため、ルールからはずれることはありませんが、まったく新しいビジネスをはじめするには不向きといえるかもしれません。どちらかと言うと、バブル期型のビジネススタイルともいえます。

私の知人でも、この環境依存型の典型的な人がいます。彼は法律や税金、経済状況などをすべて熟知している、非常に聡明なひとです。第一印象も穏やかで好印象をうけますし、誰が見ても、起業して成功しそうなイメージを持っています。でも彼は起業して失敗してしまいました。失敗の原因は、自分ひとりで完璧にやってきたことにありました。彼に欠けていたのは、新しいものをイメージする想像力と人脈でした。

彼は確かに優秀で自信を持っていましたが、起業は一人ではできません。多くの人の助けが必要です。また現状把握の環境では、環境が変化したときに対応することができません。どんなに調査して予測しても、その通りにいかないことの方が多いのです。そのときに、どう臨機応変に柔軟に対応していけるか、支援してくれる人がどれだけいるかで明暗が大きく分かります。

環境依存型と正反対なのは、自分の好きなことをし

て成功する「人脈構築型」です。現在、一緒に仕事をしている人で、環境依存型とはまったく正反対のビジネススタイルの人がいます。彼はとても明るい雰囲気をもっています。ハワイという土地柄もあるのですが、とてもおおらかで、話をしていると、こちらまでハッピーな気分になるような人です。私はあるきっかけから、彼が研究・開発した商品の販売プロジェクトを手伝うことになりました。それは、アメリカでは大学のスポーツチームやプロのチームにも取り入れられ、効果が証明されているものです。最初は乗り気ではなかったのですが、熱心な説明と、子どものように目をキラキラさせて商品をアピールする姿に、感化されてしまいました。彼の思いが伝わり、心の琴線に触れたという感じでした。

プロジェクトを引き受け、彼から販売目標を聞いた私は驚きました。数値的な目標をほとんど持っていなかったのです。販売して利益を上げると言う概念ではなく、この用具を使ってスポーツ選手の運動能力を向上させたいという部分に、彼の夢があったからです。

しかし、やはりビジネスとして展開していくわけですから、目標は必要です。私は販売計画を立てました。しかし彼は「数字だけで商品は売れないし、計算して表にする時間があるなら、できるだけ多くの人に会って商品を紹介したい」と言います。ここまで徹底した姿勢に、私も最初は戸惑いましたが、彼の考えは間違っていないことがわかりました。現在、商品は予想以上に多くの方に支持されて、順調に売り上げを伸ばしています。彼はまさに遊び心を持ち、人脈構築型でビジネスを展開し、成功している好例といえます。

人は仕事でも人生でも好きなことをしたいと思うのは当たり前です。「好きこそものの上手なれ」といわれるように、好きであるからこそ一生懸命に取り組めるものです。苦手なことを無理に克服しようとしても限界があります。しかし、好きなこと、得意なことをしているときは老若男女問わずそこには限界はありません。ひとつの目標ができれば、さらに次のゴールが見えてくるのです。

「人にやらされるのではなく、各自が少し気持ちを軽く持って遊び心を持ちながら好きなことを追求していく」。一人一人の長所や特技を最大限に生かし、企業内で強いチームを築くポイントでもあります。

電子納税、電子申告を活用しよう

ビジネスのモットーは、「早起き・正直・働き」の『三き』にある
現在、京都では、京セラ、オムロン、村田製作所、ロームなどのハイテク企業を数多く輩出しており、“京都ベンチャー”も呼ばれているが、その“源流”ともいえるのが島津製作所である。

創業者の島津源蔵（初代・1839～1894）は、京都の仏具職人であったが、「これから日本の進む道は科学立国」という進取に富んだ持ち主であった。後に初代は、教育用理科科学機器の製造をスタート、2年目にして、手術用の細管部拡張器を開発、そして、日本初の有人軽気球を揚げることに成功する。

この進取な気質を受け継いだ2代目源蔵は、事業を継承するとともに、持ち前の探究心から、発明考案数178に及び、エックス線写真、レントゲン機器、蓄電池などの総合精密メーカーへと発展させていく。

古今東西明日を勝ち取る 「成功のルール」名言集

相川 信彦（適応科学研究所長）

島津製作所・創業者

『島津源蔵(2代)』

(1869～1951)

源蔵の自らの発見で得た新知識、新材料を活用していく発明力は、「日本のエジソン」とも称され、日本の十大発明家の一人に挙げられている。源蔵を育てた京都には、創業百年を超える老舗企業が優に千社に及ぶという。その伝統を継承しながらも、常に革新を試みてきた。

また、成功しない要因として、逆説的に次の10訓を挙げている。

- ①毎日不平をいって暮らす人
- ②金でなければ動かぬ人
- ③他人の悪口をいう人

- ④熱心の足らぬ人
- ⑤実力のないのに威張り外見を飾る人
- ⑥嘘を平気でいう人
- ⑦いたずらに時間を潰す人
- ⑧夜更かし朝寝をする人
- ⑨恩を受けて感謝する心のない人
- ⑩自己のためのみ考え、他人のことを考えぬ人

このビジネス哲学は、発明から企業活動への70年に及ぶ源蔵自らの体験から創出されたものであり、今なお生き続けているといえるだろう。

■参考文献

- ・『日本科学の勝利：発明王島津源蔵』（井上五郎著、富士書房刊）
- ・『日本発明家五十傑選』（松原憲太郎、発明図書刊行会刊）
- ・『親父よ。：小説・島津源蔵』（岸 宏子著、エフエー出版刊）

現代を生き抜く知恵

西都原 信（ビジネスマン評論家）

「目標」達成力を高めよう！

自分の目標を設定し、その達成にアクティブに立ち向かっていくことは、自分の成長につながることも、その意欲を倍増させていくことになるものである。

反対に自分の目標がない人は、進歩もなく、ただ日々を惰性に過ごしていくことになりかねないものである。また、目標を達成した喜びも知ることにはできない。

それだけに、自分はこうありたいという“あるべき姿”、目標を持つことは、仕事の成果をもたらす、イキイキとした日々を送ることができるということができよう。

たとえ小さな目標であっても一つ一つ達成していくことが極めて重要なことになってくる。その目標は、自らつくってこそ、はじめて大きな価値を生み出すことになる。

■「目標達成」のチェックポイント

□最初から大きな目標を立てていないだろうか

- 何でもいつかはできると思っていないだろうか
- 自分の目標をわかりやすく設定しているだろうか
- うまくいかないのを相手のせいにしてはいないだろうか
- 定量的な目標は、数値化しているだろうか
- ゴールが見えにくい定性的な目標は、できるだけ具体的な表現にしているだろうか
- PDCAを使った目標管理手法を活用しているだろうか
- 目標設定に当たって他人のチエを借りることがあっただろうか
- 組織目標と自分の目標はマッチしているだろうか
- 相手に用意した質問だけを投げかけていないだろうか
- 目標の優先順位を思考しているだろうか
- 目標設定は、明確な根拠に基づいているだろうか
- 目標達成までのスケジュールを立てているだろうか
- 目標達成への進捗状況を常にチェックしているだろうか
- 目標達成を阻害している要因を把握しているだろうか
- 目標達成への自己評価をしているだろうか
- 自分のあるべき姿を常にインプットしているだろうか

e-Taxを体験してみよう！

平成24年12月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
1	(株)アベンチュア	小太刀 徹	渋谷区恵比寿2-28-15	6277-2772	ITシステムインテグレータ
2	ロハスプロポーザル(株)	矢塚 寿昌	渋谷区恵比寿南1-2-8	6303-2684	太陽光発電販売
2	ロハス・ゼネラリゼーション(株)	谷口 澄夫	渋谷区恵比寿南2-3-1	5725-8636	太陽光発電販売
6	アイデアキャスト合同会社	平沼 紀明	渋谷区渋谷1-7-5-803		コンサルティング業
6	ジャパンウェブリンク(株)	大平 啓介	渋谷区渋谷2-11-14		インターネット広告
6	中国料理 精陽軒	福本 厚子	渋谷区渋谷2-1-9	3400-6334	中国料理
7	(株)プリンシプルソリューションズ	櫻尾 昌男	渋谷区道玄坂1-19-11	5458-6465	サービス
7	(株)チーム・チャンネル	荻原 昭彦	渋谷区道玄坂1-18-3	5458-4206	広告代理店
7	(有)ノナカビル	久保田えみ子	渋谷区道玄坂1-18-2	3461-4014	不動産業
11	(有)グランドスラム	金森 岳司	渋谷区宇田川町2-1	3780-0939	会計業務
11	(株)ウィンド	林 寛	渋谷区神南1-20-7	4540-7676	システム開発
11	アジアビル(株)	竹内 克太	渋谷区神南1-12-16	6455-0125	不動産賃貸
11	ハワード(株)	早川 豪彦	渋谷区神南1-14-7	5728-5858	アパレル
12	川要産業(株)	川口彰五郎	渋谷区富ヶ谷1-35-22	3467-7211	不動産賃貸業
15	(株)フロンティア興業	屋代 精一	渋谷区幡ヶ谷1-23-2	5848-6715	内装業
16	(株)air HOME	鈴木 恵一	渋谷区本町5-15-4-101	3372-4757	建築業
18	(株)ステージワン	那須野秀樹	渋谷区千駄ヶ谷5-18-20	6457-7282	ソフト輸入物購入販売
18	ノーラックス(株)	那須野秀樹	渋谷区千駄ヶ谷5-18-20	6457-7280	ソフト輸入開発販売
21	(株)Storm Rider	三本 正弘	渋谷区神宮前6-18-11	5466-2068	芸能プロダクション
21	土樽観光(株) 東京営業所	伊藤周左ヶ門	渋谷区神宮前6-18-11	3409-5286	旅行業

平成25年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
2	(株)リード2001	松尾 高良	渋谷区恵比寿南1-2-10	3716-5855	映像制作
3	(有)文田昭仁デザインオフィス	文田 昭仁	渋谷区猿楽町11-21	5875-0087	インテリアデザイン・設計
3	(株)スカーレット	佐々木敦広	渋谷区猿楽町5-17-1F	6455-0545	HP制作、コンテンツパッケージ制作
6	(株)ドロワ	石山 健亮	渋谷区渋谷1-3-18-C701	3406-1061	不動産の仲介・管理
6	FPリテック(株)	藤野 満	渋谷区渋谷1-8-3	3703-3157	公害技術販売
6	城南信用金庫 渋谷支店	中尾 賢治	渋谷区渋谷3-8-10	3400-6421	金融業
11	サンビルディング(株)	橋爪 明子	渋谷区神南1-17-3	6280-7719	貸ビル業
12	ファームフィールド(株)	内山 修司	江戸川区東小岩6-26-15	5876-7807	宅地建物取引
13	(有)オリエール	大久保澄夫	渋谷区西原2-26-16	3466-0062	マンション管理
18	特定非営利活動法人よりどりみどり	中村 幸雄	渋谷区千駄ヶ谷5-3-12	3356-9517	福祉
19	(株)モードレーヌ	松田 和馬	渋谷区千駄ヶ谷1-2-1-1F	3401-8760	婦人服卸販売
19	(株)ピアットフォルテ	神崎 康郎	渋谷区千駄ヶ谷3-3-8	3470-1263	婦人服卸業
20	新川屋田島酒店(株)	田島 伸哉	渋谷区神宮前2-4-1	3401-4462	酒類販売小売
20	(有)田村	和田 民夫	渋谷区神宮前2-12-9	3401-2786	飲食店（日本そば）
21	マコズファクトリー(株)	吉野 正晃	渋谷区神宮前6-12-4		ベージュ製造販売

平成25年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連 絡 先 住 所	電話番号	業 種
1	(株)アセンティアホーム	土屋 英一	渋谷区恵比寿4-20-3	5726-8841	建設業
1	(有)T.I.M.Partner	稲田憲一郎	渋谷区恵比寿4-10-8	5421-2228	飲食業
3	コンフィ(株)	柳原 晃子	渋谷区桜丘町9-18-204	6323-2880	アウトソーシング業
8	(株)ケイ・システム	伊藤 司	渋谷区神泉町11-10	5457-3771	電気工事業
12	(有)やしま	白玖 剛	渋谷区富ヶ谷1-45-13	5454-0568	飲食業
19	(株)スタージス	高橋 和人	渋谷区千駄ヶ谷3-24-4	3470-2720	婦人服卸
20	パーフェクトワールド(株)	堀内 博志	渋谷区神宮前1-14-14-304		映像製作

法人会ホームページを活用しよう



23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は9つの都税事務所で、事業所税の課税事務は4つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

<所管都税事務所一覧>

		千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 法人都民税 地方法人特別税	千代田		荒川			中央			台東			港	品川		新宿			渋谷			豊島		
	事業所税	千代田			中央					台東			港	品川	新宿			渋谷			豊島			

- 個人事業税、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問い合わせや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。
 - 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行います。お問い合わせは所管都税事務所までお願いします。
 - 納税（課税）証明書の発行は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で行います。事務手続上、申告・納付後おおむね1～2週間以内に納税証明書を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。
- * 償却資産の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

【お問い合わせ先】渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311（代表）

平成25年4月1日から自動車税コールセンターを設置しました

東京都主税局では、自動車税に関する問い合わせ窓口として、平成25年4月1日から、自動車税コールセンターを設置しました。

なお、従来のナビダイヤルは3月29日（金）をもって廃止しました。

名 称	自動車税コールセンター
電話番号	03-3525-4066
業務時間	月～金曜日（休日を除く）午前9時から午後5時まで

5月は自動車税の納期です

平成25年度の自動車税納税通知書は、5月1日（水）に発送します。



<納期限> 5月31日（金）

<ご利用になれる納付方法>

◆金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口

○一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

◆コンビニエンスストア

○納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。

○一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご覧ください。

○コンビニエンスストアで納付をする際には「レシート」と「領収証書」を必ずお受け取りください。領収証書は、納税をしたことを証明する大切な書類ですので、領収印が明確に押されていることを確認のうえ、大切に保管してください。

振替納税を利用しよう

ATM・パソコン・携帯電話からの納付

-  (ペイジー) 対応のATM (現金自動預払機) から納付できます。
- インターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の方 (事前に金融機関への申し込み手続きが必要です。) はパソコンまたは携帯電話からも納付できます。金融機関により、利用できるサービスが異なりますので、詳しくはお取り引きされている金融機関へお問い合わせください。
- パソコン・携帯電話からクレジットカードを利用して納付することができます。取扱期間は、平成25年5月31日午後11時までです。利用できるのは、平成25年度自動車税納税通知書です。
- ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングにより納付した方にはおおむね2週間後に、クレジットカードにより納付した方にはおおむね4週間後に、はがきサイズの自動車税納税証明書 (継続検査等用) を郵送します。
- 領収証書は発行されません (領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
- システムの保守点検作業のため、毎週の日曜日午後9時から月曜日午前7時までではご利用できません。

詳しくは、主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) の「都税の納税等について」をご覧ください。

東京都 主税局

検索

しづや法人No.521

季節のクロスワードパズル●解答

解答 オトシダマ (お年玉)

ユ	カ	イ	ト	ツ	テ
キ	カ	マ	ク	ラ	
カ	サ	ン	ラ	シ	
キ	カ	ン	シ	ヤ	ル
	ミ		ヤ	マ	オ
ペ	チ	カ		ハ	イ
ン		ユ	キ	ダ	ル
					マ

●当選者

しづや法人No.521の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。

当選者は、下記の方々です。

(※)第一商会 萩原 清肇様

東京精溜工業(株) 小松 由起江様

(株)越生ゴルフ倶楽部 塩野 富雄様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

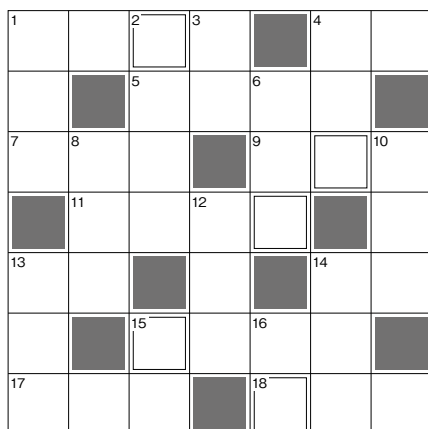
応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成25年5月8日(水) (消印有効)とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・角田美里

<http://www.puzzle-crossword.info/>



●このクロスワードパズルはすべてカタカナが入ります。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、5つの文字を並べかえてください。

この時季、香りのよい花を咲かせます…。

タテのカギ

- 満開に咲いたら、新1年生の入学式です。
- 花見や遠足に手作りのお弁当。飲み物をここにに入れてね。
- 試合の勝敗は、時の〇〇。全力を出したら、悔いはなし!
- あらあら、ちょっと無駄遣いですよ。
- 夢や冒険、それが〇〇〇です!
- ほっとひと息、くつろぎの時間。
- 道すじや路線、経路のことですね。
- 決行? それとも順延ですか?
- いずれ〇〇〇かカキツバタ。どちらも優劣をつけられません。
- お守りやお札も、このひとつ。
- 定期的に検診や歯石を取りに行ってます

か?

16 見聞を広げ、〇〇を広げていきたいもの。

ヨコのカギ

- かけ算九九も、この科目の基礎のひとつ。
- 宝くじの一種ですね。
- 水戸黄門が、最後に出しますよ。
- 〇〇〇アップされた夜の花も素敵です。
- 昼のさかり、昼ひなか。
- 〇〇〇〇の女神は果たして、ほほ笑んでくれるでしょうか?
- 「青は〇〇より出でて〇〇より青し」といいます。
- アーチェリーもダーツも、これをねらいます。
- 宛名の人しか見てはいけない手紙ですよ。
- 童謡で、学校は川の中にあるんです。
- 「100万ドルの」と形容されることもある都市ならではの景色です。

解答欄

--	--	--	--	--	--



少部数小ロット専門 ビジネス向け印刷

チラシ、リーフレット印刷、名刺、挨拶状、封筒

プリントショップ サン 

〒150-0043 渋谷区道玄坂2-10-7新大宗ビル1 (道玄坂沿い)

TEL: 03-3476-0307 FAX: 03-3496-0476 www.p-sun.co.jp

本社: 長谷川印刷株式会社

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を
計画的に準備できます。

優秀な人材の確保、
定着化に役立ちます。

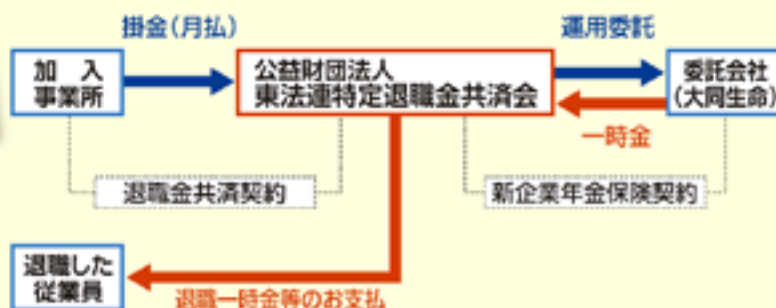


特退共制度の

5つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度 の仕組み



この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>